

## 社会福祉法人 美咲会 在宅介護支援センターみずほ苑 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人美咲会が開設する指定居宅介護支援事業所「在宅介護支援センターみずほ苑」(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 指定居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターみずほ苑
- 二 所在地 三芳町大字竹間沢735-1(みずほ苑1階)

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 3名以上  
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- 二 営業時間 9時00分から18時00分までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

### (居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める金によるものとする。

- 一 相談の場所 みずほ苑1階相談室(必要に応じて居宅訪問を実施)
- 二 課題分析表の種類 独自方式

三 サービス担当者会議開催場所 みずほ苑1階相談室(必要に応じて、居宅及びサービス事業所等にて実施)

四 居宅訪問の頻度 少なくとも月1回。その他必要に応じて適宜

2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

一 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道10キロ未満 200円

二 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道10キロ以上 500円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、三芳町、富士見市の区域とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

二 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備

三 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 事業所は、虐待の発生や再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に関催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

(身体拘束等の禁止)

第9条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員

からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意点)

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヵ月以内

二 継続研修 年5回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人美咲会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月15日から施行する。

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年2月15日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規定は、令和4年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。